

No.	種別	Q	A	備考
1	全般	公募期間に準備が間に合わない可能性があります、次の公募時期の予定はありますか	2027年度に2回の公募を予定しています。（上期1回、下期1回）	
2	全般	外国法人でも評価機関、技術検証事業者、研修事業者になれますか	指定規則では「日本の法律に基づいて設立された法人」を指定の対象としています。	
3	全般	ヒアリング審査はいつ、どのように行われますか	書類審査のみでは審査が困難な場合その他必要がある場合に、リモート会議やメール等により実施します。 なお、申請者の事業所における現地確認は、必要がある場合に限り実施します	
4	全般	申請書類は、どのような方法で提出すればよいですか。	申請書類は、IPAウェブサイト「指定申請について」に記載の提出先（SCS評価制度指定担当：isec-scs-shitei@ipa.go.jp）宛に、電子メールにてご提出ください。 ・様式：原則としてWordファイルでご提出ください。押印するファイルはPDFもご提出ください。 ・添付資料：原則としてPDFでご提出ください。 ・ZIP圧縮：可能です。 ・容量：1通あたり10MBまでです。超える場合は、複数のメールに分けてお送りください。	
5	全般	記名押印が必要な様式はどれですか。押印した書類の原本は郵送する必要がありますか。	様式第2号（宣誓書）への代表者の記名押印（又は電子署名）をもって、申請書類全体への記名押印として取り扱います。 押印した様式第2号は、スキャンしたPDFをメールに添付してご提出いただければ足り、原本の郵送は不要です。	追加
6	全般	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の取得時期に指定はありますか？	発行日から6か月以内かつ最新な書類であることが必要です。	追加
7	全般	提出書類に不備があった場合、その時点で不指定になりますか	受付段階で提出書類の不備があった場合、所定の期日までに再提出をお願いします。 なお、所定の期日を過ぎた場合は受理しません。また、改善が確認されない場合は審査を打ち切ることがあります。	
8	全般	評価機関、技術検証事業者、研修事業者として指定に係る料金はいくらでしょうか	指定等に係る料金は下記URLにて公開しています。 https://www.ipa.go.jp/security/scs/rcu1hd00000075om-att/pricelist.pdf	
9	全般	評価や研修の提供に係る料金は制度として規定されていますか	料金に関する規定はありません。業務工数を試算いただき、適性な価格でご提供をお願いします。 参考：制度構築方針に示された評価プロセスごとの所要期間の想定 ・文書確認：1日～2日程度 ・実地審査：1日～2日程度 ・技術検証：1日～2日程度 参考：研修実施基準付属書Bに示された所要時間の例示 ・講義：3時間程度 ・演習：2時間程度	
10	全般	法人の役員（取締役、代表取締役、理事、合同会社の代表社員・業務執行社員等）を★4評価責任者として配置することはできますか。役員は法人と委任関係にあり、雇用関係にはありません。	配置いただけます。★4評価責任者は評価機関が「雇用」する者である必要がございますが、法人の役員は、委任関係であっても法人の内部者であり、外部委託又は派遣には該当しないため、「雇用」に準じるものとして取り扱います。 様式第3号の雇用形態欄には「役員（取締役）」「役員（理事）」等とご記載いただき、人員数は「雇用している人員数」の欄に計上してください。	追加
11	評価機関	★4評価責任者は必ず正社員でなければなりませんか	評価機関指定基準では「1名以上雇用し、責任者として配置」することを求めており、雇用関係が前提です。	
12	評価機関	職員を★4評価責任者として雇用する場合、雇用契約の内容や社会保険への加入等について、満たすべき条件はありますか。	評価機関と当該者との間に雇用関係があることが必要です。給与形態、社会保険への加入、常勤・非常勤の別、所定労働時間その他の労働条件について、本制度として一律の要件は定めておりませんので、関係法令に従って適切にご判断ください。 なお、名称のいかんにかかわらず、業務委託契約又は請負契約等による場合は「雇用」には該当いたしません。 雇用関係について確認するため、審査の過程で、必要に応じて雇用契約書、労働条件通知書その他の資料の提出をお願いする場合がございます。	追加
13	評価機関	★4評価責任者は何名必要ですか	1名以上です。	
14	評価機関	★4評価責任者は、SCSセキュリティ専門家として登録されていないと申請できませんか	第1回公募では、SCSセキュリティ専門家の登録要件である研修が未提供のため、申請時点で登録完了していることまでは求めません。 様式第3号に配置予定者の氏名・所属・役職・雇用形態・保有資格をご記入いただき、研修の受講状況欄で「2026年度中に受講予定」を選択してください。また、宣誓書で、研修の提供開始後に受講させること、受講証明書の識別番号を届け出ること、登録までの間は評価の判断に従事させないことを宣誓いただきます。	
15	評価機関	同じ者が★4評価責任者と★4技術検証責任者を兼ねることはできますか。	同一の案件において、同じ者が★4評価責任者と★4技術検証責任者を兼ねることはできません。 ★4技術検証責任者は、技術検証の判定及び技術検証結果報告書に責任を負う立場であり、評価機関指定基準4.5②の「技術検証の実務を担う者」に該当するためです。このため、同一案件において評価と技術検証の双方に責任を負うことはできません。 一方、案件が異なれば、同じ者を両方の役職として様式に記載することは可能です。この場合は、同一の案件で必ず別の者が担当するよう、内部規程で案件ごとの割当てを管理してください。	追加
16	評価機関	研修はいつから受けられますか	研修は、2027年1月以降に研修事業者より提供いたします。提供開始時期は、研修事業者により異なります。	

17	評価機関	コンサルティングを提供した企業を、自社が評価機関として評価できますか	★4評価責任者又は★4評価従事者が★4登録希望組織の評価対象となるシステムの運用に携わる者と同一人物である場合は評価を行えません。 なお、公平性の確保については、評価機関指定基準2.7公平性をご確認ください。	
18	評価機関	評価機関と技術検証事業者の両方を申請したい場合、順番はありますか	順番はありません。同時に申請することが可能です。	
19	評価機関	技術検証を外部委託する予定ですが、委託先の技術検証事業者が決まっています。評価機関の指定申請はできますか?また、様式第3号にはどのように記載すればよいですか?	委託先が決まっていない場合でも、申請いただけます。 様式第3号「(3) 技術検証の実施形態」では、技術検証の全部を外部委託する場合は「すべてを外部委託」を、一部を外部委託する場合は「一部を外部委託」を選択し、委託先について次のとおりご記載ください。 候補がない場合：選択肢は両方とも空欄とし、「未定」とご記載ください。この場合、「委託先の指定を証する書類」の提出は不要です。委託契約書又は業務仕様書は、雛形（案）をご提出ください。 委託先が確定した場合は、第三者評価の受任を開始する前に、制度運営機関へ変更の届出をお願いいたします。なお、委託先は技術検証事業者として指定を受けた者である必要があり、指定を受けるまでの間は技術検証を委託することはできません。	追加
20	技術検証事業者	委託元となる評価機関が決まっていますが、技術検証事業者として申請できますか	申請できます。	
21	技術検証事業者	情報セキュリティサービス審査登録制度のサービスリストに未掲載ですが、申請できますか	申請できます。サービスリストへの掲載は指定の必須条件ではありません。	
22	研修事業者	研修事業者による研修はいつからスタートさせなければなりませんか	可能な限り2027年1月からの研修開催をお願いします。	
23	研修事業者	研修開始当初の対応について留意すべきことはありますか	SCSセキュリティ専門家の確保が急務のため、研修開始当初は、SCSセキュリティ専門家となり得る資格保有者を優先的に受講していただけるよう配慮をお願いします。（詳細は事業者様と個別にご相談させていただきます）	
24	研修事業者	研修の時間は規定されていますか	時間は規定していません。ただし、附属書A及び附属書Bを参照ください。制度運営機関としては最低限この程度の学習は必要という認識です。	
25	研修事業者	IPAが提供する研修動画はいつから公開されますか（シラバス上整合を取りたい）	2026年12月中の公開を計画しています。なお、申請料を納付いただいた事業者様には可能な限り適宜情報連携させていただく予定です。	
26	研修事業者	研修テキストの作成にあたり、IPAから協力をもらうことはできますか	テキストや演習の作成のために必要となる自己評価ガイド等について、公開前に適宜連携させていただきます。詳細の手続きについては、別途ご案内します。	
27	研修事業者	ロールによる研修シラバスに違いはないのですか	制度開始当初は、複数の研修コースを設定いただくことを想定していません。（全ロールへ共通して提供できる研修コースを優先してご検討ください）制度開始後にロール毎に研修コースを開発しご提供いただくことは拒みません。	
28	研修事業者	演習は必須で実施しなければなりませんか	必須ではありません。ただし、受講者が確認・評価業務の現場で必要となる知識、技能を習得するための科目として実施を「推奨」します。	
29	研修事業者	フォローアップ研修のシラバスや研修コース仕様書も提出が必要ですか？	本年度の申請では不要です。	追加
30	研修事業者	研修事業者として指定を受けた後、IPAによる研修テキスト等の確認にはどれくらいの期間を要しますか（テキスト完成時期の目安にしたい）	IPA提出後、2週間程度を想定しています。ただし、申請の混雑状況等により更に期間を要する可能性があるため、余裕を持ってご準備ください。急ぎの場合は事前にご相談ください。	追加
31	研修事業者	修了試験について、受講者が目指すロール（SCSセキュリティ専門家、★3確認従事者、★4評価従事者）ごとに試験問題の違いはないのですか	制度開始後当面は、ロールごとに問題の差を設ける予定はありません。試験問題は「基礎的な知見や判断の根拠を説明できるか」を問うものとする予定です。	
32	研修事業者	研修事業者の要員が研修を受講する場合、自社の研修を受講し、自社が実施する修了試験を受験することは認められますか	研修事業者の要員の研修受講は、自社が開催する研修を受講していただいて構いません。一方で、研修事業者の要員に対する修了試験は、他の受講生との公平性を保つ必要があるため、IPAが実施する方向で検討を進めています。詳細については、研修事業者として指定後、研修事業者各社と個別にご相談させていただきます。	追加